

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月14日

【四半期会計期間】 第2期第1四半期(自平成30年5月1日至平成30年7月31日)

【会社名】 株式会社ビジョナリーホールディングス

【英訳名】 VISIONARYHOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 崎 尚 彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号
NEWS日本橋堀留町6階

【電話番号】 03-6453-6644(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 三 井 規 彰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号
NEWS日本橋堀留町6階

【電話番号】 03-6453-6644(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 三 井 規 彰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 2 期 第 1 四半期 連結累計期間		第 1 期	
	自	平成30年 5 月 1 日 至 平成30年 7 月31日	自	平成29年 5 月 1 日 至 平成30年 4 月30日
会計期間				
売上高	(千円)	6,569,722		21,776,194
経常利益	(千円)	307,203		587,794
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(千円)	244,799		725,832
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	268,274		784,912
純資産額	(千円)	1,676,671		1,382,169
総資産額	(千円)	14,858,825		14,054,206
1 株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	1.17		4.11
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	0.98		2.88
自己資本比率	(%)	9.4		8.1

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は、平成29年11月1日設立のため、前第1四半期連結累計期間に係る記載はしておりません。
- 4 第1期連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社メガネスーパーの連結財務諸表を引き継いで作成しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容の重要な変更と主要な会社の異動は、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、報告セグメントの区分と名称を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「 当第1四半期連結累計期間」の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

(小売事業)

従来「眼鏡等小売事業」と表示していたセグメントの名称を「小売事業」に変更しております。事業内容の変更及び主要な関係会社における異動はありません。

(卸売事業)

当第1四半期連結累計期間より、当社グループがアイケアカンパニーとして今まで培ったプライベートブランド(PB)商品・アイケアサービス、そしてそのノウハウを、メガネ業界だけにとどまらず、あらゆる業界や分野に向けての情報発信と販路開発を積極的に行うことで、さらなるアイケアニーズの掘り起こしと事業基盤の強化・拡大を図ることを目的として当社の子会社として株式会社VisionWedgeを設立し、連結子会社としております。

(EC事業)

事業内容の変更及び主要な関係会社における異動はありません。

(その他)

事業内容の変更及び主要な関係会社における異動はありません。

この結果、平成30年7月31日現在では、当社グループは、当社及び連結子会社6社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

また、当社は、平成29年11月1日に単独株式移転により株式会社メガネスーパーの完全親会社として設立されましたが、連結の範囲については、それまでの株式会社メガネスーパーの連結の範囲と実質的な変更はありません。

そのため、前年同四半期と比較を行っている項目につきましては、株式会社メガネスーパーの平成30年4月期第1四半期連結累計期間（自平成29年5月1日至平成29年7月31日）との比較を行っております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、好調な輸出に支えられた企業業績に牽引され雇用情勢の改善や個人消費は持ち直しの動きが見られるなど、景気は回復基調となりましたが、7月豪雨による自然災害の発生など一部地域の経済に悪影響を及ぼす事象が発生いたしました。一方、企業の人手不足感や、アメリカの保護主義政策による米中貿易戦争に代表される地政学的リスクの高まり、各国株式市場の不安定さと、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

当社グループが属しております眼鏡小売市場におきましては、市場規模は微増ながらも拡大傾向が続いておりますが、近年市場の成長を牽引していた低価格均一店の成長が鈍化する一方、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、VDT（Visual Display Terminals）高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要の高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大していることから、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられます。また、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっているものと予想されます。

このような経済・経営環境のもと、当社グループは中期経営計画に基づき、平成29年4月期以降を「再成長期」と位置づけ、持続的に発展できる事業基盤の構築に取り組んでまいりました。平成29年11月1日には、単独株式移転の方法により、株式会社メガネスーパーの完全親会社として当社を設立し、以降、当社グループは、最新のテクノロジー、マーケティング手法、独自に知見を有する組織の相乗効果による五感創出企業としての成長を目指しており、成長のシナリオとして、次世代型店舗への移行、商圈に合わせた出店の継続、事業拡大を支える人材採用と教育の継続、目の健康プラットフォームを通じたM&Aの推進、新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業の成長、の5項目を基本戦略としております。

当第1四半期連結累計期間における経営成績は、当社グループの小売事業及びEC事業ともに好調に推移したことにより、売上高は6,569百万円（前年同期比25.8%増）と前年同期を大きく上回る結果となりました。

一方、損益につきましては、上述いたしました売上増により、営業利益は331百万円（前年同期比37.7%増）、経常利益は307百万円（前年同期比40.4%増）の増加となりました。また、今期も引き続き、経営資源の有効活用による資産の効率化を図るため固定資産の売却を進めた結果、特別利益として固定資産売却益29百万円、今期中の移転もしくは閉店の意思決定した店舗の損失見込額として、店舗閉鎖損失6百万円の特別損失を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は244百万円（前年同期比148.5%増）となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメントごとの業績の状況は次のとおりです。

1. 小売事業

当社グループの中核事業である小売事業は、日本人の目の健康寿命を延ばす「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、目の健康寿命の延伸をテーマに、視力だけでなく生活環境や目の調節力も考慮した「トータルアイ検査」や、

いつでも最適な状態のメガネに調節する「スーパーフィッティング」、購入後の充実したサポートを受けられる「HYPER保証システム」、「メガネと補聴器の出張サービス」、頻繁に使うコンタクトレンズ用品をまとめて定期的にご自宅にお届けする「コンタクト定期便」といった画期的なサービス活動を提供しております。

当第1四半期連結累計期間におきましては、中期経営計画の基本戦略に基づき、次世代型店舗への移行、商圏に合わせた出店の継続、目の健康プラットフォームを通じたM & Aの推進、に取り組んでまいりました。

次世代型店舗への移行

2015年より当社グループが掲げるアイケアサービスを更に拡充・先鋭化させ、新規客数と客単価の向上による売上増加を目指します。具体的には、新しく導入される検査機器群、お客様個人の空間を確保した店舗レイアウト、高単価店舗に相応しい上質な店内環境を特徴とします。

平成29年11月23日に全面リニューアルしたメガネスーパー高田馬場本店を皮切りに、前期中に3店舗のリニューアル（内1店舗は移転リニューアル）と1店舗の新規出店を実施いたしました。当第1四半期連結累計期間におきましては、小倉本店・ららぽーと豊洲店・新宿中央東口店・川越クレアモール店・新潟黒埼店・メガネハウス富山本店の6店舗を6月にリニューアルを実施し、当第1四半期連結会計期間末におきまして10店舗となりました。当第1四半期連結会計期間末までにリニューアルを実施いたしました9店舗の7月単月の売上は前年同月比で40.0%増となりました。

商圏に合わせた出店の継続

当社の数百万人に上るCRMデータから分析した商圏特性に合わせ、「次世代型店舗」「従来型店舗」「コンタクト専門店」など、当社の有する複数フォーマットの中で最適な形態による出店を行います。

当第1四半期連結累計期間における当社グループ出退店は株式会社タカハシからの事業譲受による株式会社みちのくアイケアプラットフォームでの出店2店舗を含む7店舗の新規出店、2店舗の退店を行い、当社グループの当第1四半期連結累計期間の末日における店舗数は386店舗となっております。

目の健康プラットフォームを通じたM & Aの推進

当社グループの強みを活かした「アイケア」重視のサービス型店舗モデルの一層の強化を図るとともに、その発展系として、同プラットフォームを通じた同業小売店や商品面も含めた周辺領域のロールアップやアライアンス等を推進します。事業規模と領域の拡大を進めるとともに、グループで共通する事業基盤の強化を図ることで、眼鏡小売市場における付加価値需要層領域での競争優位を確立いたします。

当第1四半期連結累計期間におきましては株式会社タカハシより青森県の2店舗の事業譲受と平成30年7月10日に株式会社VISIONIZEの株式譲渡契約の締結し、平成30年8月31日に株式を取得しました。なお株式会社VISIONIZEの株式譲渡契約の締結の詳細は、（重要な後発事象）をご参照ください。

この結果、小売事業における売上高は6,422百万円（前年同期比25.7%増）、セグメント利益は524百万円（前年同期比100.2%増）となりました。

2. 卸売事業

当社グループがアイケアカンパニーとして今まで培ったプライベートブランド（PB）商品・アイケアサービス、そしてそのノウハウを、メガネ業界だけにとどまらず、あらゆる業界や分野に向けての情報発信と販路開発を積極的に行うことで、さらなるアイケアニーズの掘り起こしと事業基盤の強化・拡大を図ることを目的として5月1日に株式会社VisionWedgeを設立いたしました。

当第1四半期連結累計期間の実績としては、ららぽーと豊洲で実施された催事への納品など複数の催事等へ納品を行い、この結果、売上高は4百万円、セグメント利益は1百万円となりました。

3. EC事業

EC事業につきましては、当社グループECサイト「メガネスーパー公式通販サイト」とAmazon・楽天・ロハコなどのモールECにおいて、お客様の利便性を追求した質の高いサービスを継続的に強化しております。具体的には、「Amazonログイン&支払い」、「ソーシャルPLUS」のLINEログインオプション機能を利用した、LINEアカウントと連動するLINEログイン機能や、ECサイト会員登録と同時にLINE友だち追加ができる機能、会員向けのプッシュメッセージ配信機能を利用した様々なサービスを提供しております。

当第1四半期連結累計期間においては、自社ECサイトにおいてはクーポン施策・コーポレートサイトからの誘導などが功を奏しECサイトへの流入数が増加、モールECはAmazon・楽天・ロハコいずれも好調に推移しております。

また、過去に購入したコンタクトレンズ用品を1タップで注文・配送することができるスマートフォンアプリ「コンタクトかんたん注文アプリ」、「コンタクトレンズ在庫検索&取り置き」、コーポレートサイト及びLINEを利用した来店予約など、実店舗とECサイトを包括するデジタルチャネル、店舗とデジタルそれぞれのチャネル特徴を活かしたオムニチャネル戦略を実現するための基盤構築を推進しております。

この結果、EC事業における売上高は142百万円（前年同期比26.8%増）、セグメント利益は17百万円（前年同期比39.8%増）となりました。またオムニチャネル戦略による実店舗等への送客等による眼鏡等小売事業における売上貢献額とEC事業売上高を合算したEC関与売上高は161百万円となりました。

4. その他事業

昨年5月に設立した株式会社Enhancelaboにおいてメガネ型ウェアラブル端末「b.g.(ビー・ジー)」の研究開発・量産化を行っております。2019年冬の量産・販売開始に向け、パートナー企業との実証実験を行う一方、販売先の開拓を推進しており、この結果先行投資となり開発諸費用の支出によりセグメント損失が21百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて759百万円増加し、8,760百万円となりました。これは、主にコンタクトレンズの販売件数増加による在庫拡充及び新規出店等により商品が647百万円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて45百万円増加し、6,098百万円となりました。これは、新規出店に伴い建物及び工具器具備品を取得したことにより有形固定資産が110百万円増加しましたが、店舗の出退店に伴い敷金及び保証金が19百万円、繰延税金資産が51百万円減少したことによるものであります。

この結果総資産は、前連結会計年度末に比べて804百万円増加し、14,858百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末と比べて947百万円増加し、7,786百万円となりました。これは、主に仕入債務が588百万円増加したことによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて436百万円減少し、5,395百万円となりました。これは、借入金の返済により長期借入金が497百万円減少したことによるものであります。

この結果負債は、前連結会計年度末に比べて510百万円増加し、13,182百万円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて294百万円増加し、1,676百万円となりました。これは、主に親会社株主に帰属する四半期純利益244百万円を計上したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 株式譲渡契約

当社は、平成30年7月10日開催の取締役会において、株式会社VISIONIZEの株式を取得することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項」の（重要な後発事象）をご参照ください。

(2) 吸収分割契約

当社は、平成30年7月10日の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メガネスーパー（以下、「メガネスーパー」といいます。）から、関係会社管理事業及びメガネスーパーが保有する関係会社株式を承継させるため、同社との間で吸収分割契約（株主総会の決議による承認を要しない吸収分割契約）を締結することを決定し、同日、メガネスーパーとの間で吸収分割契約を締結しました。

結合当事企業の名称

吸収分割承継会社：株式会社ビジョナリーホールディングス（当社）

分割会社：株式会社メガネスーパー（当社の連結子会社）

対象となる事業の内容

株式会社メガネスーパーの関係会社管理事業

企業結合日

平成30年10月1日（予定）

企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社メガネスーパーを分割会社とする吸収分割です。

取引の目的を含む取引の概要

当社グループの再編にあたり、当社を持株会社とする持株会社体制への移行のため、当社子会社であるメガネスーパーの関係会社管理事業を吸収分割により当社に承継させることより、メガネスーパー保有の株式会社メガネハウス、株式会社関西アイケアプラットフォーム、株式会社みちのくアイケアプラットフォーム及び株式会社EnhanLaboの株式を当社に移管するものです。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	350,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	1,000
計	350,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年7月31日)	提出日現在 発行数(株)(注6) (平成30年9月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	226,034,151	226,034,151	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	800	800		単元株式数は1株であります。 (注3)
B種優先株式 (注1)	1	1		単元株式数は1株であります。 (注2・4)
C種優先株式 (注1)	320	320		単元株式数は1株であります。 (注2・5)
計	226,035,272	226,035,272		

(注1) B種優先株式、C種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式、C種優先株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、以下(注)4、5に記載のとおりです。

(2)所有者との間の取決めの内容

権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、C種優先株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5に記載のとおりです。

売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、C種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5に記載のとおりです。

(注3)A種優先株式の内容

(1)優先配当金

当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(2)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5)A種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

また、一部取得をするときは、按分比例の方法(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)又は抽選により行う。

(6)A種優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日(但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。)に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金(A種優先配当金を含む。)を差し引いた金額の50%を限度として、1株につき1,000,000円の金銭と引換えに、A種優先株式の取得請求を行うことができる。

(7)会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(8)議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注4)B種優先株式の内容

(1)優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金及びB種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5) B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) B種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

(7) B種優先株式の株式対価の取得請求権

B種優先株主は、平成29年11月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得比率

取得比率は、当初、606,700とする。

(3) 取得比率の調整

- (a) 当社は、B種優先株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種優先株式）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

- (b) 取得比率調整式（B種優先株式）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c) に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b) に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b) に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b) に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

- (e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(8) B種優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、平成29年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) B種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注5) C種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、以下に定める算式（以下「C種優先配当金算定式」という。）により算出された額（以下「C種優先配当基準金額」という。）に0.07を乗じた額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。以下「C種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「C種優先配当金」という。）（ただし、C種優先株式の発行日の属する事業年度の末日を基準日とするC種優先配当金については、C種優先株式1株につき、C種優先配当金額をC種優先株式の発行日からC種優先株式の発行日の属する事業年度の末日まで（C種優先株式の発行日及び末日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）とする。）を行う。C種優先株式配当金算定式において使用する基準時価は、下記「(6) C種優先株式の金銭対価の取得条項」に記載の基準時価をいう。

$$\text{C種優先配当基準金額} = 2,500,000 \text{ 円} - \frac{\text{C種優先株式の発行日においてB種優先株式の取得請求の対価として交付される普通株式の株式数}}{100} \times \text{C種優先株式の発行日における有効な基準時価}$$

(2) 累積条項

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（1株当たりの累積未払金を、以下「C種優先株式累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対するB種優先配当金の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにC種優先配当金の支払に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して配当を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金及びC種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、償還価額（当会社定款第10条の26に定義する。ただし、当会社定款第10条の26第2項における「C種優先株式の取得日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」とあるのは、「残余財産の分配日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」と読み替える。）相当額に、C種優先配当金額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてC種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(4) 議決権

C種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5) C種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、C種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) C種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、C種優先株式発行後、平成29年11月1日以降は、C種優先株式1株につき次項に定める算定方法に従って算出される額（以下「償還価額」という。）の金銭の交付と引換えに、C種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

C種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得に係るC種優先株式の数に以下に定める算式（以下「償還価額算定式」という。）により算出された額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。）を乗じて得られる額とする。

$$\begin{array}{r} \text{取得と引換} \\ \text{えに交付す} \\ \text{る金銭の額} \end{array} = 2,500,000 \text{ 円} + \frac{\text{C種優先株式} \\ \text{の発行日にお} \\ \text{けるB種優先} \\ \text{株式1株当た} \\ \text{りの累積未払} \\ \text{配当金相当額}}{100} + \frac{\text{C種優先株式} \\ \text{の取得日にお} \\ \text{けるC種優先} \\ \text{株式累積未払} \\ \text{配当金相当額}}{100} - \frac{\text{C種優先株式} \\ \text{の発行日にお} \\ \text{いてB種優先} \\ \text{株式の取得請} \\ \text{求の対価とし} \\ \text{て交付される} \\ \text{普通株式の株} \\ \text{式数}}{100} \times \text{C種優先株式} \\ \text{の発行日にお} \\ \text{ける有効な基} \\ \text{準時価}$$

償還価額算定式において使用する基準時価とは、当初、平成29年9月15日に先立つ5連続取引日（平成29年9月15日を含まず、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株式会社メガネスーパー普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）（かかる期間を、以下「当初時価算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株式会社メガネスーパー普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（かかる当初の基準時価を、以下「当初基準時価」という。）。なお、当初時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、当初基準時価は当社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

また、基準時価は、平成29年11月1日以降において、毎年3月の第3金曜日及び9月の第3金曜日（ただし、当該日が取引日でない場合にはその直前の取引日。以下「修正後基準時価決定日」という。）の翌日以降、修正後基準時価決定日まで（同日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）（かかる期間を、以下「時価算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正される（かかる修正後の基準時価を、以下「修正後基準時価」という。）。なお、時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、修正後基準時価は当社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

一部取得をするときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

(7) C種優先株式の金銭対価の取得請求権

C種優先株主は、平成29年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。）又は各事業年度末日から7ヶ月を経過した日から当該事業年度末日の9ヶ月後の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該事業年度末日から10ヶ月を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。上記定時株主総会の日から30日を経過した日と併せて、以下「C種優先株式取得請求日」という。）に、C種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、C種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額又は150,000,000円のいずれか低い方の金額（以下「C種優先株式取得限度額」という。）を限度として当社がC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付すると引換えに、C種優先株式の全部又は一部の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、C種優先株式取得請求日に、C種優先株主に対して、取得するC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付する。ただし、C種優先株式取得限度額を超えてC種優先株主から本項に基づくC種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきC種優先株式は、取得請求が行われたC種優先株式の数に応じた按分比例（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）により決定する。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(9) C種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会による承認を要する。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注6) 「提出日現在発行数」欄には平成30年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年6月14日 (注)1	67,033,496	256,340,435		10,000		
平成30年6月14日 (注)1	30,318,181	226,022,254		10,000		
平成30年5月1日～ 平成30年7月31日 (注)2	9,000	226,031,254	397	10,397	397	397
平成30年7月2日 (注)3	60,621	226,091,875		10,397		397
平成30年7月2日 (注)3	56,603	226,035,272		10,397		397

- (注)1 平成30年6月14日にA種劣後株主より普通株式を対価とする取得請求権に基づく請求(以下、「普通株式への転換請求」という。)がなされ、普通株式67,033,496株が増加し、A種劣後株式30,318,181株を自己株式として取得し、同日付で消却いたしました。これにより発行済株式総数が、増加及び減少しております。
- 2 平成30年5月1日から平成30年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ397千円増加しております。
- 3 平成30年7月2日にB種劣後株主より普通株式への転換請求がなされ、普通株式60,621株が増加し、B種劣後株式56,603株を自己株式として取得し、同日付で消却いたしました。これにより発行済株式総数が、増加及び減少しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期連結会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年4月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1 C種優先株式 320		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式		
完全議決権株式(その他)	普通株式 158,911,800 A種劣後株式 30,317,900 B種劣後株式 56,600	1,589,118 303,179 566	(注)1
単元未満株式	普通株式 19,234 A種劣後株式 281 B種劣後株式 3		
発行済株式総数	189,306,939		
総株主の議決権		1,892,863	

(注)1. 普通株式は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、種類株式の内容については、1.株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式 に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

3. 単元未満株式の普通株式には当社所有の自己株式9株が含まれております。

4. 前記「(4)発行済株式総数、資本金等の推移(注)1」に記載の通り、平成30年6月14日付で、A種劣後株式の普通株式への転換請求及び消却が行われております。当該転換及び消却に伴い、「完全議決権株式(その他)」における普通株式の株式数及び議決権の数はそれぞれ67,033,400株及び670,334個の増加、A種劣後株式の株式数及び議決権の数は30,317,900株及び303,179個の減少、「単元未満株式数」における普通株式の株式数は96株の増加、A種劣後株式の株式数は281株の減少が生じておりますが、直近の総株主通知の基準とする日(平成30年4月30日)現在の状況を記載しているため、当該転換及び消却による影響は含まれておりません。

5. 前記「(4)発行済株式総数、資本金等の推移(注)2」に記載の通り、平成30年5月1日から平成30年7月31日までの間に、新株予約権の行使がなされております。当該新株予約権の行使に伴い、「完全議決権株式(その他)」における普通株式の株式数及び議決権の数はそれぞれ9,000株及び90個の増加が生じておりますが、直近の総株主通知の基準とする日(平成30年4月30日)現在の状況を記載しているため、当該新株予約権の行使の影響は含まれておりません。

6. 前記「(4)発行済株式総数、資本金等の推移(注)3」に記載の通り、平成30年7月2日付で、B種劣後株式の普通株式への転換請求及び消却が行われております。当該転換及び消却に伴い、「完全議決権株式(その他)」における普通株式の株式数及び議決権の数はそれぞれ60,700株及び607個の増加、B種劣後株式の株式数及び議決権の数はそれぞれ56,600株及び566個の減少、「単元未満株式数」における普通株式の株式数は79株の減少、B種劣後株式は3株の減少が生じておりますが、直近の総株主通知の基準とする日(平成30年4月30日)現在の状況を記載しているため、当該転換及び消却の影響は含まれておりません。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

当社は、平成29年11月1日設立のため、前第1四半期連結累計期間に係る記載はしていません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年5月1日から平成30年7月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年5月1日から平成30年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,974,791	3,158,087
売掛金	1,280,938	1,231,101
商品	3,127,595	3,774,869
貯蔵品	36,053	66,326
その他	581,588	530,017
流動資産合計	8,000,968	8,760,403
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,823,935	4,858,030
減価償却累計額	3,752,829	3,700,874
建物(純額)	1,071,105	1,157,156
土地	890,935	850,348
建設仮勘定	34,526	12,331
その他	2,959,250	3,064,258
減価償却累計額	2,530,209	2,547,916
その他(純額)	429,041	516,341
有形固定資産合計	2,425,609	2,536,178
無形固定資産		
のれん	59,093	55,290
その他	230,360	240,912
無形固定資産合計	289,453	296,202
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,843,615	2,824,122
繰延税金資産	329,115	277,957
その他	256,289	253,156
貸倒引当金	90,845	89,195
投資その他の資産合計	3,338,175	3,266,040
固定資産合計	6,053,238	6,098,421
資産合計	14,054,206	14,858,825
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,021,894	2,609,997
短期借入金	2,000,000	2,000,000
1年内返済予定の長期借入金	400,000	400,000
未払法人税等	53,806	24,860
賞与引当金	81,000	99,960
その他	2,282,556	2,651,453
流動負債合計	6,839,257	7,786,271
固定負債		
長期借入金	3,900,000	3,402,936
退職給付に係る負債	1,808,081	1,835,801
その他	124,698	157,144
固定負債合計	5,832,780	5,395,882
負債合計	12,672,037	13,182,153

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,397
資本剰余金	1,718,806	1,719,204
利益剰余金	419,151	174,351
自己株式	0	0
株主資本合計	1,309,654	1,555,249
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,079	1,942
退職給付に係る調整累計額	179,791	156,071
その他の包括利益累計額合計	177,711	154,129
新株予約権	250,119	275,551
非支配株主持分	106	
純資産合計	1,382,169	1,676,671
負債純資産合計	14,054,206	14,858,825

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年5月1日 至平成30年7月31日)
売上高	6,569,722
売上原価	2,366,304
売上総利益	4,203,417
販売費及び一般管理費	3,872,160
営業利益	331,256
営業外収益	
受取利息	194
受取配当金	208
集中加工室管理収入	4,394
その他	4,551
営業外収益合計	9,350
営業外費用	
支払利息	22,687
その他	10,715
営業外費用合計	33,403
経常利益	307,203
特別利益	
固定資産売却益	29,355
特別利益合計	29,355
特別損失	
固定資産除却損	8,983
店舗閉鎖損失	1 6,222
その他	420
特別損失合計	15,626
税金等調整前四半期純利益	320,932
法人税、住民税及び事業税	25,008
法人税等調整額	51,232
法人税等合計	76,240
四半期純利益	244,692
非支配株主に帰属する四半期純損失()	106
親会社株主に帰属する四半期純利益	244,799

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年5月1日 至平成30年7月31日)
四半期純利益	244,692
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	137
退職給付に係る調整額	23,720
その他の包括利益合計	23,582
四半期包括利益	268,274
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	268,381
非支配株主に係る四半期包括利益	106

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(連結の範囲の変更)

当社は、当第1四半期連結会計期間において新たに設立した株式会社VisionWedgeを連結の範囲に含めておりません。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 店舗閉鎖損失

店舗閉鎖損失の内容は、店舗閉鎖に伴う解約違約金等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年7月31日)
減価償却費	92,862千円
のれんの償却費	7,506千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成30年5月1日至平成30年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	小売事業	卸売事業	EC事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	6,422,734	4,651	142,336	6,569,722		6,569,722		6,569,722
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3,875	1,658		5,534		5,534	5,534	
計	6,426,610	6,310	142,336	6,575,256		6,575,256	5,534	6,569,722
セグメント利益 又は損失()	524,266	1,707	17,754	543,728	21,462	522,266	191,009	331,256

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェアラブル端末事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 191,009千円は、セグメント間取引消去 54千円及び報告セグメントに配分していない全社費用 190,954千円であり、主な内容は親会社の管理費用と子会社の役員報酬であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、当社グループがアイケアカンパニーとして今まで培ったプライベートブランド(PB)商品・アイケアサービス、そしてそのノウハウを、メガネ業界だけにとどまらず、あらゆる業界や分野に向けての情報発信と販路開発を積極的に行うことで、さらなるアイケアニーズの掘り起こしと事業基盤の強化・拡大を図ることを目的として当社の子会社として株式会社VisionWedgeを設立したことに伴い、報告セグメントとして「卸売事業」を新規に追加しました。

また従来「眼鏡等小売事業」と表示していたセグメントの名称を「小売事業」に変更しております。セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年5月1日 至平成30年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1.17円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	244,799
普通株主に帰属しない金額(千円)	18,375
(うち優先配当金)(千円)	(18,375)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	226,424
普通株式の期中平均株式数(株)	193,927,921
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0.98円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	37,765,036
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

1. 取得による企業結合

当社は、平成30年7月10日開催の取締役会において、株式会社VISIONIZE（以下、「VISIONIZE社」と言う。）の株式を取得することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結し、平成30年8月31日に株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社VISIONIZE（ヴィジョナイズ）

事業の内容 眼鏡、サングラスの輸入卸販売、「EYESTYLE」の店舗運営等

企業結合を行った主な理由

当社グループは、平成26年6月に眼鏡・コンタクトを販売するにとどまらず、眼の健康寿命を延ばすために必要なあらゆる解決策（＝商品・サービスやアドバイス）を提供する企業として「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、アイケアに注力した商品・サービス展開とその拡充を図ってきました。PCやスマートフォンなどに代表されるビジュアルディスプレイターミナル（VDT）に依存した生活時間の増加や、高齢化社会の進展による老視（いわゆる老眼）を有する消費者の増加を背景に、アイケア重視のサービス型店舗モデルに転換し、その発展系として目の健康プラットフォームを通じた事業規模の拡大及び事業領域の拡張を進めております。

また、当社グループが掲げるアイケアを更に拡充・先鋭化させるとともに、店内装飾を上質にし、パーソナルな空間を確保した店舗レイアウトにより、心地よい空間で安心して検査やお悩みをご相談いただけるよう配慮した「次世代型店舗」をアイケア事業における成長戦略の中核と位置づけ、順次リニューアルを進めております。

一方、VISIONIZE社は、平成23年1月に設立されて以降、世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店として、眼鏡等小売市場における盤石な顧客基盤を保有し、ブランド力を高めるプレス、マーケティング活動や輸入・品質管理・納品管理などのロジスティック面において強みを有しております。また、眼鏡、サングラスの販売を行う「EYESTYLE」を都内（神宮前、新宿、銀座、丸の内）4店舗、名古屋1店舗にて展開しており、ファッションに重きを置く消費者のニーズを的確に捉えた店舗開発、並びに商品展開にも強みを有しております。

今回の株式取得により、当社グループの目の健康プラットフォームとVISIONIZE社の顧客基盤との連携、各社の強みであるアイケアサービス、ブランド商品調達等の相互供給や、高付加価値型店舗の共同開発・出店等を進め、中長期の柱となる成長領域を創出し、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

企業結合日

平成30年8月31日

企業結合の法的形式

株式の取得

結合後企業の名称

変更ありません。

取得する議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（注）	現金	1,106,860千円
----------	----	-------------

取得原価	1,106,860千円
------	-------------

（注）取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額ならびにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6) 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

株式譲渡契約に基づき、企業結合後の特定のマイルストーン達成に応じて、条件付取得対価を追加で支払うこととなり、対価は今後変動する可能性があります。取得対価の変動が発生した場合には、取得時に変動したものとみなして取得価額を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年9月14日

株式会社ビジョナリーホールディングス
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田中弘司 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 林直也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジョナリーホールディングスの平成30年5月1日から平成31年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年5月1日から平成30年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年5月1日から平成30年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジョナリーホールディングス及び連結子会社の平成30年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成30年8月31日に株式会社VISIONIZEの株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。